

具体例① 営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があるケース

営業時間を短縮した飲食店等（本給付金の対象外）

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、
水産加工業者、飲料加工事業者、
酒造業者 など

器具・備品事業者

食器・調理器具・
店舗の備品・消耗品
を販売する事業者 など

サービス事業者

接客サービス業者、
清掃事業者、
廃棄物処理業者 など

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協 など

生産者

農業者、漁業者 など

具体例② 営業時間短縮等に伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的な影響を受けたケース

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

昼営業の飲食店、旅客運送事業者（タクシー、バス、運転代行等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、
観光・遊興関連施設事業者（文化施設、映画館、カラオケ等）、小売店（土産物店、雑貨店等）、
対人サービス事業者（旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店等）など

上記事業者への商品・サービスの提供を事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー など